給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第９号
千葉県習志野市本大久保４丁目４番75号
再生債務者　守山　広美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年１月23日まで
平成24年１月６日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再ロ）第３３号
神奈川県大和市つきみ野１丁目１番地56　ルピナスつきみ野406号
再生債務者　豊田　明央
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年１月24日まで
平成24年１月10日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第５号
新潟県長岡市中沢３丁目58番地６
再生債務者　江本　優志
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年１月31日まで
平成24年１月10日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２３年（再ロ）第７９号
大阪市鶴見区中茶屋１丁目２番７号
再生債務者　隅田　裕司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年２月３日まで
平成24年１月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１６号
堺市堺区竜神橋町１丁６番２号　グレースサカイ502号
再生債務者　澤井佐恵子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年２月３日まで
平成24年１月６日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第６９号
大阪市西区南堀江４丁目３番25―603号
再生債務者　外園　友子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年２月７日まで
平成24年１月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第２号
香川県観音寺市柞田町乙40番地１　ＷＥＬＬ101号
再生債務者　山口小百合
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年２月７日まで
平成24年１月10日
高松地方裁判所観音寺支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１００４８号
東京都台東区千束３―29―12―603、住民票上の住所名古屋市守山区西川原町158　宝マンション新守山第３―201
再生債務者　木村　成幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年12月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第４０号
大阪市西淀川区千舟２丁目６番30号　プレサンス御幣島ステーションフロント602号室
再生債務者　西村　安弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年12月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１８号
京都府八幡市八幡御幸谷49番地の25
再生債務者　田上　光昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月10日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２３年（再ロ）第７３号
大阪府八尾市上之島町南３丁目63番地
再生債務者　吉田　正幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１３号
神戸市須磨区道正台１丁目１番５―202号
再生債務者　村上　昌夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月６日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１４号
神戸市須磨区道正台１丁目１番５―202号
再生債務者　村上みち子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月６日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１９号
神戸市東灘区本山南町２丁目13番12―105号
再生債務者　西阪　　一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月６日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１８号
北海道千歳市北信濃799番地
再生債務者　池上　雅樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月10日
札幌地方裁判所民事第４部

公立学校共済組合役員の退職及び就職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項の規定に基づき、公立学校共済組合の役員の退職及び就職を次のとおり公告する。
平成 24 年１月 18 日
公立学校共済組合理事長　矢野　重典
（再任）　理事（非常勤）　岡本　泰良
任期満了年月日　平成23年12月31日
任 命 年 月 日　平成24年１月１日

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 24 年１月 18 日　埼玉県教育委員会
1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
⑴橋本　拓未、埼玉県、東京都教育委員会
ア　中学校教諭１種免許状（保健体育）
イ　高等学校教諭１種免許状（保健体育）
⑵山口　暢男、東京都、東京都教育委員会
ア　中学校教諭１種免許状（技術）
⑶古賀　裕人、福岡県、香川県教育委員会
ア　幼稚園教諭１種免許状
イ　小学校教諭１種免許状
ウ　中学校教諭１種免許状（国語）
エ　高等学校教諭１種免許状（国語）
オ　特別支援学校教諭１種免許状（知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域）
2　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当